

◆ 憲法の三原則：平和主義、民主主義、基本的人権 ◆

「立憲主義」と 「民主主義」・・・改めて、憲法を考える

◆ 皆さんは「立憲主義」という言葉をご存じでしょうか。これは、中学の「公民」、高校の「現代社会」の授業で学んだはずで、一言で言えば「憲法に基づいて政治を行う」原理のことです。

内容的には、政治を行う者が、権力を勝手に用いて国民を不幸にすることがないように、憲法に基づいて政治を行わねばならないというもので、憲法によって、支配者の恣意的な権力を制限し、政府に独裁的な歩みをさせない歯止めの考え方と言っても良いでしょう。

◆ しかし、今のような「支配者の恣意的な権力」や「独裁的な歩み」は、いつ起きてくるのでしょうか？ 一つは、カリスマ的な一人の指導者が出ることであり今一つは、基本的には「選挙」です。ある政党が選挙で大勝し、国会を独占することもあり得ることで、その政党が暴走を始めるようになるでしょうか？

◆ 国会が物事を決めるのは「多数決」です。確かに「民主主義」は多数決で物事を決めて行くのですが、すべてを多数決で決める事ができるのでしょうか？

◆ 日本国憲法の二本柱の一つ、基本的人権に関すること・・・個人の価値観や、人の心の領域に関すること・愛すること・信じること・・・は、多数決であっても決めてはならないことだと言わざるを得ません。これが、民主主義の一つの弱点・限界です。

★そこで、多数決で決めてはいけないことをあらかじめ決めておくことが必要で、それが「憲法」なのです！つまり、多数決に歯止めをかける事によって、一人ひとりの領域を確保することが、憲法に基づく政治の根幹になり、このような政治こそ「立憲政治」なのです。

◆ その意味で、「立憲主義」と「民主主義」とは、私たちが、本当に大事にしなければならぬ車の両輪！のようなものです。

* 憲法・民主主義・立憲主義が正しく生かされる社会出ありたいものです。

二〇一三年六月九日(日) 第五五六回憲法を守る平和行進
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合